

平成20年7月2日

監査役制度改革有識者懇談会資料

(広義の意味での) 会計監査関連の要検討事項について

- ・ 本書は、(広義の意味で) 会計監査に関連して議論の対象となる諸事項について、次回以降(夏休み明け)に議論を開始するに当たって、事務局における検討の頭の整理のため、論点として検討しなければならない主な事項について列挙を試みたものである(各論点について何か方向性を示した書面ではない)。
- ・ 各論点を検討するにあたって、考慮すべき点・検討すべき点について広くご指摘いただきたいとの趣旨で作成されているので、検討すべき点・考慮すべき点についてご指摘いただければ幸いです。

一 有価証券報告書及び内部統制報告書・監査人監査報告書と定時総会との関係(定時総会前の株主への情報提供に関して)

1 有価証券報告書及び(まだ開始されていないが)内部統制報告書・監査人監査報告書が定時総会前に株主に情報提供されていないことでどういう問題が生じているのか(または生じうるのか)。

- ・ 内部統制に関する監査役監査報告と、監査人の内部統制監査報告との差異

- ・ どういう問題が具体的に生じているのかは、「有価証券報告書(内部統制報告書を含む)」と「事業報告+計算書類」とのそもそもの関係(たとえば一本化の是非に関する提案)についての検討の必要性とも関連してくる

2 有価証券報告書及び内部統制報告書を定時総会前に株主に提供する場合、実務上、どのようなスケジュールが想定されるのか。

3 有価証券報告書及び内部統制報告書・監査人監査報告書を前倒しで作成することが現実可能なのか(困難なのだとしたらその主要因)。

- (1) 作成者側の事情
- (2) 監査法人側の事情
- (3) 監査役側の事情

4 金商法上の監査人の内部統制監査報告が定時総会で報告される又は定時総会前に株主に提供されるために障害となる事由(①実態面、②法制面)は何か

5 諸外国の状況はどうなっているか

二 有価証券報告書（内部統制報告書・監査人監査報告書を含む）と事業報告・計算書類との関係

1 現状これが二つ存在していることで、何が問題となっているのか？

(1) 作成者側からの問題指摘

(2) 利用者側(株主・投資者)からの問題指摘

2 両者の記載事項ではどういった差異があるか。また実務で何か負担となっていることがあるのか。

3 重複事項の記載を一方の開示書類で省略できるとした場合、実務上の負担は大きく減るのか。利用者側の利便性を損なうおそれはないか。

4 両者の法的性格とその機能との差異

5 会社法上の会計監査と金商法上の財務諸表監査の2重監査となっていることによって、監査人は具体的にどのような負担を受けているのか。

6 2重監査によって監査人が受ける負担は、開示書類を統一し、監査証明を一つにしなければ解消できないのか。他に負担を減らす方法は考えられないのか。

三 監査人及び会計監査人の選任及び報酬決定（いわゆる「インセンティブのねじれ」問題）関連

1 監査人の独立性を阻害する事実として、具体的にどのような事実・問題点が存在しているのか（実態調査が可能か？）。それは、「インセンティブのねじれ」が原因で実務上生じているものなのか。

2 会社法上の会計監査人と金商法の監査人とは、役割・権限等においてどういった具体的差異があるのか。

3 会社法上の会計監査人の報酬と金商法の監査人の報酬とは、どういった具体的差異があるのか。

4 監査役が行っている同意の実態はどうなっているか。現行の「同意権」では、実務上「インセンティブのねじれ」を克服することはできないのだろうか。できないとすればその原因は何なのか。

5 監査役に決定権を与えることによって、実務上どのような変化が生じると想定されるのだろうか。監査人の独立性を確保するに足りるような変化が生じると想定されるのか。

6 監査役に決定権限を付与する選択肢について、監査役側に求められる条件・環境整備等として何かがあるか。

7 諸外国の状況

四 会計（監査）関連の観点から監査役に求められる役割・能力・人選等

1 現状についてどういった問題点があるか

2 現状において、監査役は監査人の選任及び報酬決定を適切に行うことができるだろうか。そのためには、監査役にも会計監査に関する知見が求められないだろうか。

3 上記一から三までの検討から演繹される点として他に何かあるか。

以上